

第 11 期
秩父広域市町村圏組合分別収集計画
(令和 8 年度～令和 12 年度)

秩父広域市町村圏組合

秩父広域市町村圏組合分別収集計画目次

	ページ
1 計画の策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	3
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包 装廃棄物の収集に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	4
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	5
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
（法第8条第2項第5号）	
11 分別収集の用に供する施設の設備に関する事項	6
（法第8条第2項第6号）	
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6
（法第8条第2項第7号）	
《特記事項》	7

秩父広域市町村圏組合分別収集計画

令和7年9月1日

1 計画策定の意義

戦前の日本では、住民が創意工夫を凝らし、また必要とし「物」の有効利用（リサイクル）を行っていたが、戦後の高度経済成長とともに豊かさや便利さを追求し、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返した結果、ごみの排出量が年々増加することとなった。

こうした消費構造のしわ寄せから、自治体におけるごみ処理については、莫大な経費が必要となり、財政に大きな影響を及ぼすとともに、環境問題等から廃棄物処理施設などのいわゆる「迷惑施設」の整備は非常に厳しい状況となっている。

当組合でも新しい最終処分場を確保することは相当困難と思われることから、早くからごみの分別収集、処理施設への搬入ごみの再資源化の徹底及び焼却残渣の再資源化等に取り組んだ結果、埋立期間を令和17年度まで再延長することができたが、今後更なる延命化を地域全体で図っていく必要がある。

本計画はこのような状況のなかで、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、住民と行政が連携し、秩父地域の更なるごみの減量と資源の有効利用が促進されることにより、可燃ごみ、不燃ごみの減量と焼却処理施設及び最終処分場の延命化が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的方向を次のとおりとする。

- ①住民一人一人が切実にごみ問題を考え、目を向ける社会づくり
- ②ごみを分別する習慣を身につける生活づくり
- ③住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担し責任をもった行動

3 計画期間

計画の期間は、令和8年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、既に分別収集を行っているスチール缶・アルミ缶・ガラスびん（無色・茶色・その他）・紙パック・段ボール・ペットボトルの8種類に、プラスチック製容器包装及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく製品プラスチックを加えた10種類を対象品目とする。

なお、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては未実施であり、今後収集・処理体制を含め検討を行うこととする。

5 各年度における容器包装廃棄物等の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

○容器包装廃棄物の排出量の見込み

種 類		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物		7,292t	7,138t	6,987t	6,838t	6,693t
品 目 別 の 内 訳	主としてスチール製の容器	201t	196t	192t	188t	184t
	主としてアルミ製の容器	390t	382t	373t	366t	358t
	無色のガラス製容器	545t	533t	522t	511t	500t
	茶色のガラス製容器	424t	415t	406t	398t	389t
	その他のガラス製容器	17t	17t	16t	16t	16t
	主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	166t	163t	160t	156t	153t
	主として段ボール製の容器	1,210t	1,184t	1,159t	1,134t	1,110t
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	894t	875t	857t	839t	821t
	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	717t	701t	687t	672t	658t
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	2,728t	2,672t	2,615t	2,558t	2,504t

○製品プラスチックの排出量の見込み

種 類	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
製品プラスチック	175t	171t	168t	164t	161t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、圏域住民、事業者等に周知するとともに理解と協力を求める。

(1) 教育、啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学会、「ごみの減量とリサイクル」に関する標語の募集、学校給食の牛乳パックの回収・リサイクル等による学校教育の場を通じ、また、地域の住民や事業者にはホームページ、広報紙や講演会等のあらゆる機会を通じて、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の増大等ごみ処理の厳しい現状について情報を提供し、認識を深めてもらう。

また、ごみの排出抑制、分別排出、リサイクル、ごみの適切な出し方など地域住民に配布するごみカレンダーやごみ分別アプリ等を通じて啓発活動を積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制、買い物袋の持参の徹底

簡易包装協力店制度を導入するなど、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

また、少量購入時のレジ袋不要やマイバックの普及啓発によるレジ袋等の削減による容器包装の排出を抑制する。

(3) リサイクル製品の利用促進

公共機関や事業所が率先してリサイクル製品の利用促進を徹底するとともに、地域住民や事業所に対してもリターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況及び再生施設、収集機材等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装等の種類		収集に係る分別区分
主としてスチール製の容器		缶（飲食用） ビン（飲食用） 〔資源ごみ：カン・ビン類〕
主としてアルミ製の容器		
主として	無色のガラス製容器	
ガラス製の容器	茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	

主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック 〔資源ごみ：紙・布類〕
主として段ボール製の容器	段ボール 〔資源ごみ：紙・布類〕
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル 〔資源ごみ：ペットボトル〕
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装※ 〔資源ごみ：プラスチック製容器包装〕
製品プラスチック	製品プラスチック※ 〔資源ごみ：プラスチック製容器包装〕

※プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては未実施であり、今後収集・処理体制を含めて検討を行う。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	132t		129t		126t		124t		121t	
主としてアルミ製の容器	83t		81t		79t		77t		76t	
無色のガラス製容器	(合計) 131t		(合計) 129t		(合計) 126t		(合計) 123t		(合計) 121t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
茶色のガラス製容器	(合計) 215t		(合計) 210t		(合計) 206t		(合計) 202t		(合計) 197t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
その他のガラス製容器	(合計) 38t		(合計) 37t		(合計) 36t		(合計) 35t		(合計) 35t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	3t		3t		3t		3t		3t	
主として段ボール製の容器	549t		537t		526t		515t		504t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 118t		(合計) 116t		(合計) 113t		(合計) 111t		(合計) 109t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 733t		(合計) 717t		(合計) 702t		(合計) 687t		(合計) 673t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量
製品プラスチック※	(合計) 733t		(合計) 717t		(合計) 702t		(合計) 687t		(合計) 673t	
	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量	(引渡) 量	(独自処理) 量

※製品プラスチックについては未実施であり、かつ、近隣市町村の実績がなく算定が困難であるため記載していない。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) スチール製、アルミ製、無色ガラス製、茶色ガラス製、その他ガラス製、紙製、段ボール製及びPET製の各容器の見込み量

令和6年度の収集実数値に人口変動率を乗じたもの。年度ごとの人口変動率は令和7年度の人口及び令和12年度の推計人口により97.88%とした。なお推計人口については組合を構成する1市4町の総合振興計画等における令和12年度の推計人口を基に年度ごとに算出した。

(2) プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの見込み量

組合では両品目を未実施であることから、プラスチック製容器包装については、令和4年度において埼玉県内で分別収集を実施している自治体の1人あたりの見込み量に(1)で算出した年度毎の推計人口を乗じて算出した。また、製品プラスチックについては、県内でも実施自治体が少なく、近隣市町村の実績がないことから見込み量の算出が困難であるため算出していない。

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
89,453 人	87,550 人	83,871 人	82,095 人	80,361 人
変動率			97.88パーセント	

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

現在、10品目中8品目（その他プラスチック製容器包装及び製品プラスチック以外）については、既に実施しているため現行の収集体制を活用する。

容器包装廃棄物等の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール製容器	カン・ビン類(飲食用の空き缶・ビン〔資源ごみ〕)	委託業者による収集(月2回)ステーション方式	委託業者
	アルミ製容器			
ビン	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器	紙・布類〔資源ごみ〕	委託業者による収集(月2回)ステーション方式	選別:委託業者 保管:組合
	段ボール			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル〔資源ごみ〕	委託業者による収集(月2回)ステーション方式	組合
	その他プラスチック製容器包装 ※	プラスチック製容器包装〔資源ごみ〕	委託業者による収集ステーション方式	委託業者
	製品プラスチック ※	製品プラスチック	委託業者による収集ステーション方式	委託業者

※プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては未実施であり、今後収集・処理体制を含めて検討を行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在実施している8品目については、次のとおり現行の施設を活用する。

分別収集する容器包装等廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン・ビン類	袋	パッカー車 又は 平ボディトラック	民間施設 (秩父リサイクルセンター)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙・布類	ひもでしぼる	平ボディトラック	秩父環境衛生センター
段ボール				
ペットボトル	ペットボトル	専用ネット袋	パッカー車	秩父環境衛生センター
その他プラスチック製容器包装 ※	プラスチック製容器包装	袋	パッカー車	民間施設
製品プラスチック ※	製品プラスチック	袋	パッカー車	民間施設

※プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては未実施であり、今後収集・処理体制を含めて検討を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

①消費者・小売業者の協力による収集ルートの確立

(例：酒販小売組合による回収空きビンの無償受け入れ)

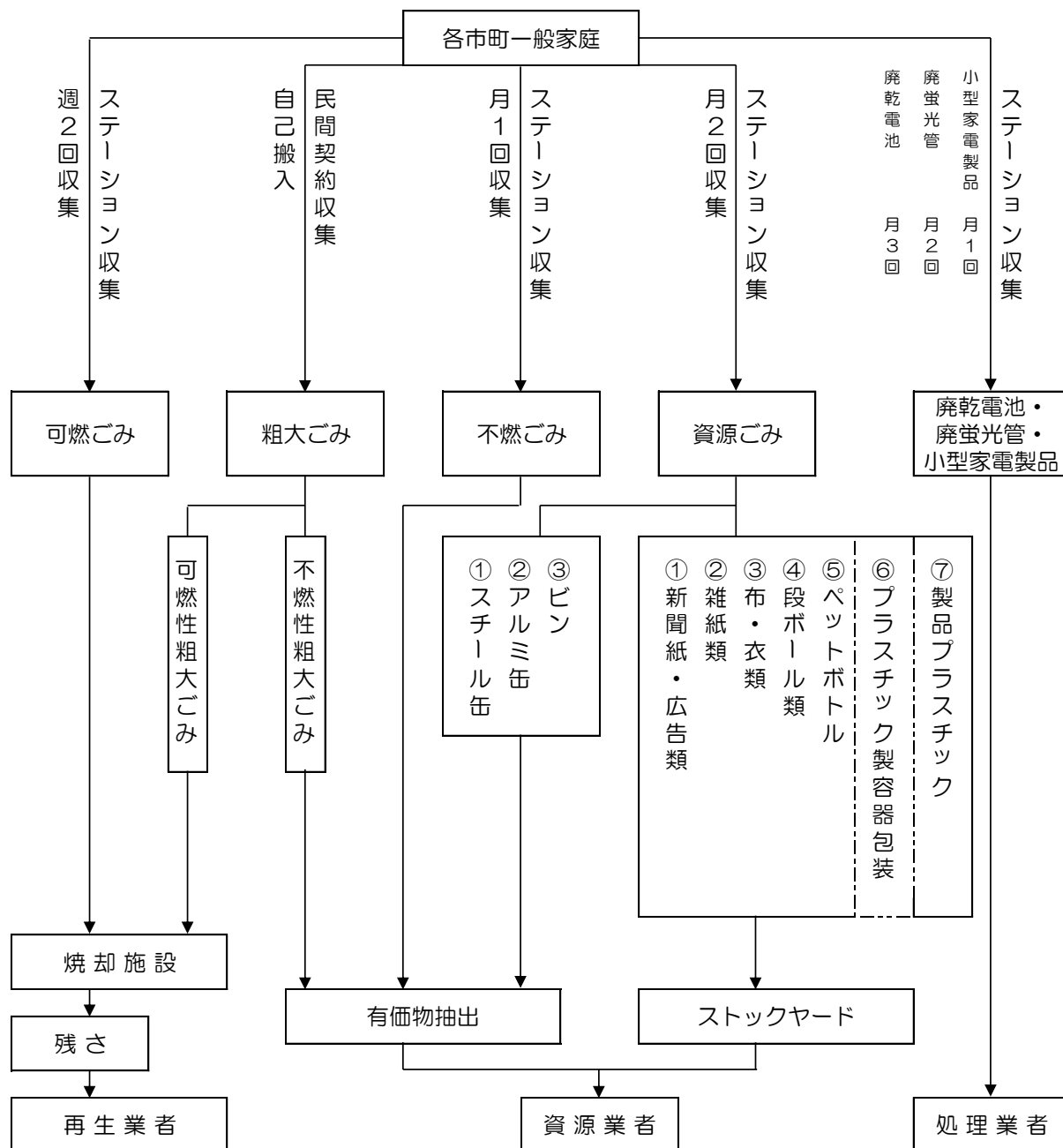
②構成市町で実施する資源回収実施奨励事業等による、各種団体（自治会、子供会、PTA等）における集団回収の推進

③廃棄物減量等推進審議会による一般廃棄物の減量・リサイクルに関する方策の検討

《特記事項》

1 秩父広域市町村圏組合における収集・処理体系

秩父広域圏の収集処理に関する取り組みは、以下のとおりである。



※ 1 可燃・不燃ごみの排出は、組合指定の有料ごみ袋を使用

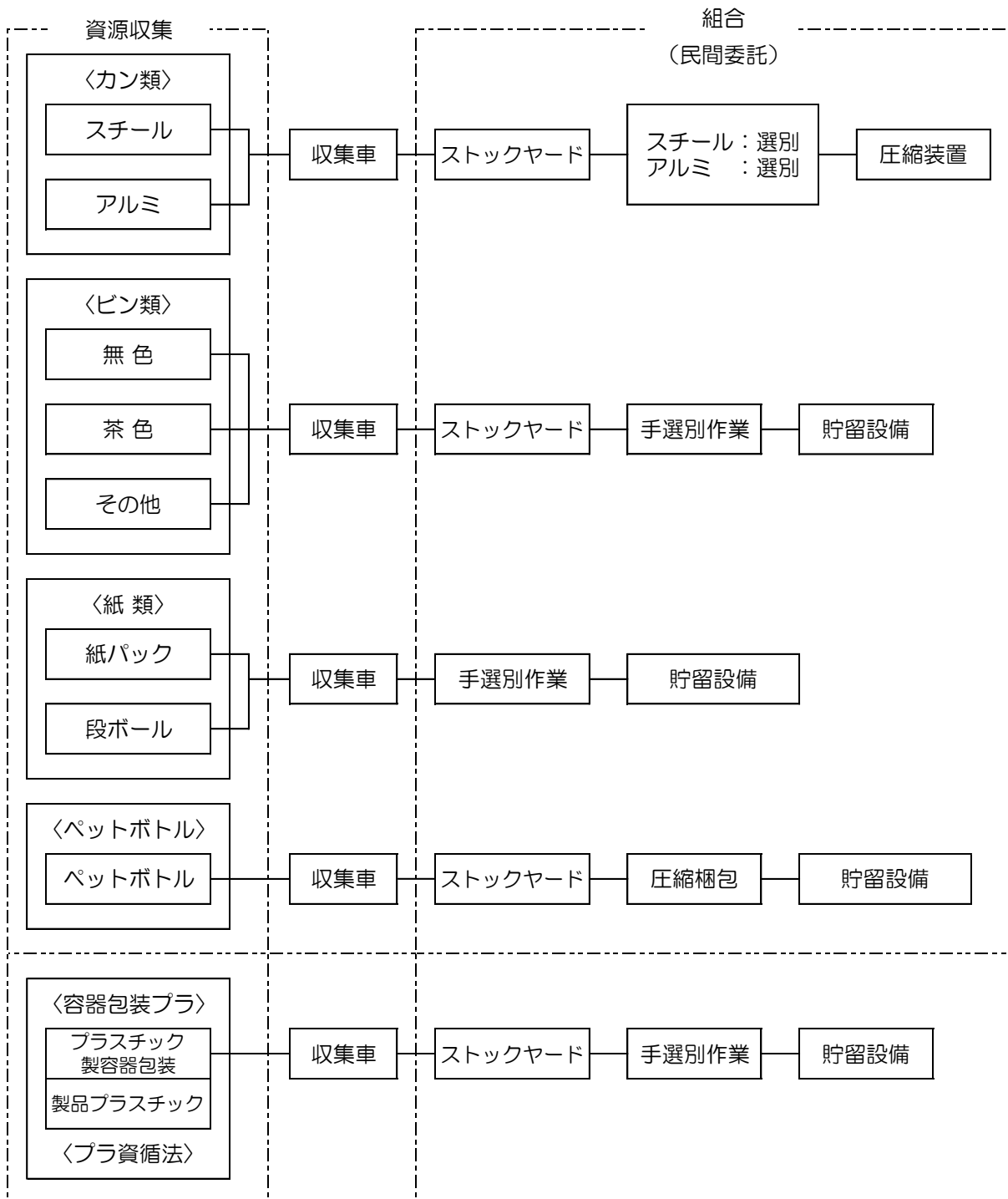
2 スチール・アルミ缶（資源ごみ）の排出は、スーパー等の袋を使用

3 ペットボトルの排出は、専用のネット袋を使用

4 プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては未実施であり、今後収集・処理体制を含めて検討を行う。

2 当組合におけるリサイクル体系

資源物回収に関する収集処理体系は、下記のとおりである。



※プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては未実施であり、今後収集・処理体制を含めて検討を行う。